

住居表示の実施による
会社・法人などの変更登記の手引き

はじめに

住居表示の実施により、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店・主たる事務所、支店・従たる事務所の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当する法人等は、管轄の法務局に対し、変更登記の手続きをしていただく必要があります。

変更登記をしない場合、登記上の所在地や代表者等の住所が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を必要とする場合に支障が出る場合がありますので、お手数をおかけしますが、この冊子を御参照のうえ、手続きをお願いいたします。

なお、登記申請の際、住居番号設定通知書（市から配付されたもの）又は住居表示実施証明書（住居表示実施日以降に市民課の窓口で交付します）を添付すれば、登録免許税が非課税となります。

会社等の支店・従たる事務所の所在地を管轄する法務局における登記については、令和4年9月1日の法律改正により廃止される予定ですが、すでに登記されているものの取扱いについては未定（同年7月11日現在）ですので、会社等の支店・従たる事務所の所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。

目次

1 変更登記手続が必要となる場合	2
2 登記期間（登記すべき期間）	2
3 本店の所在地の表示が変更になった場合	3
4 支店の所在地の表示が変更になった場合	4
5 代表者等の住所の表示が変更になった場合	5
6 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更	6
7 申請書の作成方法・記載例	7
8 法務局案内	15

※ この手引きでは、会社・法人等の変更登記の手続について御説明します。
貴社が該当する項目を御覧のうえ、手続の参考としてください。

※ 法人・組合等の場合は、本文中の用語を以下のように読み替えて御参照ください。
「本店」→「主たる事務所」
「支店」→「従たる事務所」
「代表取締役」→「代表理事」等

1 変更登記手続が必要となる場合

- ① 会社等の本店等・支店等の所在地の表示が変更になった場合
⇒ 本店(主たる事務所)・支店(従たる事務所)の変更登記(3・4ページ)
- ② 会社・法人の代表者等(住所が登記されている役員)の住所が変更になった場合
⇒ 代表者等の住所の変更登記(5ページ)
- ③ 本店等の表示が変更になった会社等が、不動産を所有している場合
⇒ 不動産登記名義人の住所変更登記(6ページ)

2 登記期間(登記すべき期間)

- 本店(主たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記・・・実施後2週間以内
- 支店(従たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記・・・実施後3週間以内

※ 法人が所有する不動産の登記名義人の住所変更登記には、手続の期限はありません。

※ 登記手続ができるのは住居表示実施日以降です。

会社法人等番号について

会社法人等番号は、法務局により会社・法人に付けられている12桁の番号で、これを登記申請書に記載することにより、一部の添付書類が省略できます(詳細は各手続のページを参照)。番号が不明な場合、次の方法により確認できます。

- ① 会社等の登記事項証明書に記載
会社の登記事項証明書に会社法人等番号が記載されています。(ただし、古いものには記載がありません。)
- ② 登記・供託オンライン申請システムでの検索
法務省の登記・供託オンライン申請システムの「商号調査」で、会社法人等番号を確認できます。商号調査は無料で利用できますが、登録が必要となります。
(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)
- ③ 国税庁法人番号公表サイトでの検索
国税庁で公表されている13桁の法人番号は、通常の場合、法務局の会社法人等番号の先頭にチェック数字1桁を付けたものとなっているため、法人番号から会社法人等番号を確認することができます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

例) 国税庁法人番号 …… 8700110005901
会社法人等番号 …… 700110005901

先頭の8を除く

3 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書又は住居表示実施証明書添付して**本店所在地を管轄する法務局**に申請（郵送でも可）してください。

また、支店登記の管轄法務局が、本店を管轄する法務局と異なる場合は、本店所在地の管轄法務局での**変更登記完了後**に「履歴事項証明書」の交付を受け、これを「変更登記申請書」に添付したうえで、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

ア 支店がない会社の場合

厚木市飯山〇〇番地にある「株式会社□□」の所在地の表示が、厚木市飯山南〇丁目〇番〇号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書 …………… 1 通
通知書 又は 証明書 …………… 1 通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 実施後 2 週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）

イ 支店がある会社の場合の例

厚木市飯山〇〇〇番地にある「株式会社□□」の本店の所在地の表示が、厚木市飯山南〇丁目〇番〇号に変更になり、横浜市に支店の登記がされている場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

前記アの手続のとおり。

なお、本店所在地での登記完了後に、**支店を管轄する法務局の数ぶん**「履歴事項証明書」の交付を受けます。

<支店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書 …………… 1 通
履歴事項証明書（本店所在地での変更登記をしたことを証する）… 1 通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 実施後 3 週間以内
- ④ 申請先 この例では横浜地方法務局（本局）（郵送でも可）

- 「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。
- 「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明（街区符号・住居番号設定証明書）」のことです。
- 「履歴事項証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。
ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

4 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書又は住居表示実施証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

また、支店登記の管轄法務局が本店の管轄法務局と異なる場合は、本店所在地の管轄法務局での変更登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を受け、これを「変更登記申請書」に添付したうえで、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

横浜市に本店がある「株式会社□□」の支店の所在地の表示が、厚木市飯山〇〇〇番地から厚木市飯山南〇丁目〇番〇号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書 …………… 1 通
住居表示の通知書 又は 証明書 …………… 1 通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 実施後 2 週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局（本局）（郵送でも可）
- ◎ なお、本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を受けます。

<支店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書 …………… 1 通
履歴事項証明書（本店所在地での変更登記をしたことを証する）… 1 通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 実施後 3 週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）

- 「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。
- 「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明（街区符号・住居番号設定証明書）」のことです。
- 「履歴事項証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。
ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

5 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役）の住居番号設定通知書又は住居表示実施証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

厚木市内に本店がある「株式会社□□」の代表取締役「法務 太郎」さんの住所の表示が、厚木市飯山〇〇〇番地から厚木市飯山南〇丁目〇番〇号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- ① 必要書類 変更登記申請書 …………… 1通
住居表示の通知書 又は 証明書 …… 1通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 実施後2週間以内
- ④ 申請先 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）
☆本店所在地を管轄する法務局へ申請

会社の本店と代表者等の住所がいずれも住居表示実施区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に（1枚の申請書で）手続きできます。

この場合、申請書に添付する住居番号設定通知書又は住居表示実施証明書は、会社のものと代表者個人のものそれぞれを各1通添付してください。

⇒記載例3（10ページ）参照

- 「通知書」とは、配付した資料に同封の「住居番号設定通知書」のことです。
- 「証明書」とは、実施日以降市役所市民課窓口にて無料で発行する「住居表示実施証明（街区符号・住居番号設定証明書）」のことです。

6 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更

☆この手続は、必ず、会社等の所在地の変更登記（3ページ参照）を先に済ませてから行ってください。

(1) 手 続

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、本店の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項証明書」を添付して、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

(2) 参考例

厚木市飯山〇〇〇番地に本店のある「株式会社□□」の所在地の表示が、厚木市飯山南〇丁目〇番〇号に変更になり、この会社が厚木市内に土地・建物を所有している場合の手続は次のとおりです。

- | | |
|--------|---|
| ① 必要書類 | 所有権登記名義人住所変更登記申請書 …………… 1 通
履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する)…… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 期間の定めはないので、必要の際に申請してください。 |
| ④ 申請先 | この例では横浜地方法務局 厚木支局（郵送でも可） |

☆不動産所在地を管轄する法務局に申請

郵送による申請

申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便又は簡易書留郵便により、当該不動産を所管する法務局宛に送付してください。

なお、登記が終わると登記完了証をお渡しします。登記完了証の郵送を希望する場合は、郵便切手（書留料金分が必要です）を貼付した返信用の封筒を同封してください。

□「履歴事項証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。
ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

7 申請書の作成方法・記載例

次ページ以降に主なケースにおける記載例がありますので、これを参考にして登記申請書を作成してください。

なお、記載する内容や登記手続について不明な点は、各管轄法務局へお問い合わせください。

【記載例1】株式会社の本店変更

株式会社の本店が住居表示実施区域内にある場合

【記載例2】株式会社の代表取締役の住所変更

株式会社の代表取締役の住所が住居表示実施区域内にある場合

【記載例3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）

株式会社の本店と代表取締役の住所がともに住居表示実施区域内にあり、それぞれの変更登記を一括して申請する場合

【記載例4】公益法人等の主たる事務所の変更

公益法人等の主たる事務所が住居表示実施区域内にある場合

【記載例5】会社所有の不動産の所有権登記名義人変更

住居表示により本店が変更となった会社が不動産を所有している場合

【記載例6】委任状

各種の登記手続を代理人に委任する場合

法務局ホームページにも、各変更登記の記載例や解説を掲載していますので、あわせて御参照ください。

法務局ホームページ・住居表示関係の説明の参照方法（掲載箇所）

法務局ホームページ(<https://houmukyoku.moj.go.jp>) ※「法務局ホームページ」で検索

⇒ 右のメニューから[商業・法人登記申請手続]

⇒ 商業・法人登記(会社・法人)の下部、[申請書様式の一覧から選ぶ場合はこちら]

⇒ 手続や書類作成方法の説明があり、下部に記載例を掲載しています

[1-18-1株式会社変更登記申請書(住居表示の実施による本店の変更)]

【記載例1】株式会社の本店変更

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。
また、パソコンなどにより、御自身で同様の書式にて申請書を作成しても結構です。



捨印（法務局
への届出印）

点線内は法務局が使用する
ため、何も記載しません

不要な文字は二重線で削除

株式会社・~~特例有限会社~~ 変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 **0000-00-000000** わかる場合記載
- フリガナ **〇〇ショウジ** 会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載
- 1. 商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり
- 1. 本店 **神奈川県厚木市飯山〇〇〇番地** 変更前の本店(登記簿のとおり)
- ~~1. 支店~~
- 1. 登記の事由 住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更
- 1. 登記すべき事項 ~~令和4年10月11日住居表示の実施による~~
~~代表取締役~~、~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更
~~神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号~~
- 令和4年10月11日住居表示の実施による 本店 ~~支店~~ の変更
神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号 変更後の本店
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号
- 1. 添付書類 住居番号設定通知書 | 通
- 本人申請の場合は削除 ~~委任状~~ | 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

法務局へ提出する日
(令和4年10月11日
以降提出のこと)

申請人 本店 **神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号** 変更後の本店

商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

代表取締役 住所 **神奈川県厚木市中町三丁目17番17号**

~~取締役~~

氏名 **法務 太郎**



法務局への届出印

本人申請の場合は削除

~~申請代理人~~ 住所

~~氏名~~

資格・氏名・住所は
登記簿のとおり

連絡先の電話番号 **000-000-0000** 連絡先を記載

横浜地方法務局 湘南支局 御中

本店を管轄する法務局へ提出する
※用紙記載の法務局ではない場合は二重線で訂正

【記載例2】株式会社の代表取締役の住所変更

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。
また、パソコンなどにより、御自身で同様の書式にて申請書を作成しても結構です。



捨印（法務局
への届出印）

点線内は法務局が使用する
ため、何も記載しません

不要な文字は二重線で削除

株式会社・~~特例有限会社~~ 変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 0000-00-000000 わかる場合記載
- フリガナ ○○ショウジ
- 1. 商号 ○○商事株式会社 登記簿のとおり 会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載
- 1. 本店 神奈川県厚木市中町三丁目17番17号 登記簿のとおり
- ~~支店~~
- 1. 登記の事由 住居表示の実施による 代表取締役 ~~取締役~~ ~~監査役~~ の住所変更
~~本店・支店の変更~~
- 1. 登記すべき事項 令和4年10月11日住居表示の実施による
代表取締役 法務太郎、~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更
神奈川県 厚木市 飯山南 一丁目 〇番 〇号 変更後の住所
- ~~令和4年10月11日住居表示の実施による 本店・支店の変更~~
~~神奈川県 厚木市 飯山南 丁目 番 号~~
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号
- 1. 添付書類 住居番号設定通知書 | 通
- 本人申請の場合は削除 ~~委任状~~ | 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 4 年 10 月 21 日

法務局へ提出する日
(令和4年10月11日
以降提出のこと)

申請人 本店 神奈川県厚木市中町三丁目17番17号 登記簿のとおり

商号 ○○商事株式会社 登記簿のとおり

代表取締役住所 神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号 変更後の住所

~~取締役~~

氏名 法務太郎



法務局への届出印

本人申請の場合は削除

~~申請代理人住所~~

資格・氏名は
登記簿のとおり

~~氏名~~



連絡先の電話番号 000-000-0000 連絡先を記載

横浜地方法務局 湘南支局 御中

本店を管轄する法務局へ提出する
※用紙記載の法務局ではない場合は二重線で訂正

【記載例3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。
また、パソコンなどにより、御自身で同様の書式にて申請書を作成しても結構です。



捨印（法務局
への届出印）

点線内は法務局が使用する
ため、何も記載しません

不要な文字は二重線で削除

株式会社・~~特例有限会社~~ 変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 **0000-00-000000** わかる場合記載
- フリガナ **〇〇ショウジ** 会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載
- 1. 商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり
- 1. 本店 **神奈川県厚木市飯山〇〇〇番地** 変更前の本店(登記簿のとおり)
- ~~支店~~
- 1. 登記の事由 住居表示の実施による 代表取締役~~取締役~~~~監査役~~の住所変更
本店 ~~支店~~の変更
- 1. 登記すべき事項 令和4年10月11日住居表示の実施による
代表取締役 **法務太郎**、~~取締役~~、~~監査役~~ の住所変更
神奈川県 厚木市 飯山南 一丁目 〇 番 〇 号 変更後の住所
- 令和4年10月11日住居表示の実施による 本店 ~~支店~~ の変更
神奈川県 厚木市 飯山南 一丁目 〇 番 〇 号 変更後の本店
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号 会社と代表取締役それぞれの
通知書(又は証明書)を添付
- 1. 添付書類 住居番号設定通知書 2 通
- ~~委任状~~ 通

本人申請の場合は削除

上記のとおり登記の申請をします。

令和 **4** 年 **10** 月 **21** 日

法務局へ提出する日
(令和4年10月11日
以降提出のこと)

申請人 本店 **神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号** 変更後の本店

商号 **〇〇商事株式会社** 登記簿のとおり

代表取締役 住所 **神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号** 変更後の住所

~~取締役~~

氏名 **法務 太郎**



法務局への届出印

本人申請の場合は削除

~~申請代理人~~ 住所

資格・氏名は
登記簿のとおり

~~氏名~~

連絡先の電話番号 **000-000-0000** 連絡先を記載

横浜地方法務局 湘南支局 御中

本店を管轄する法務局へ提出する
※用紙記載の法務局ではない場合は二重線で訂正

【記載例4】公益法人等の主たる事務所の変更

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。
また、パソコンなどにより、御自身で同様の書式にて申請書を作成しても結構です。

不要な文字は二重線で削除

点線内は法務局が使用する
ため、何も記載しません



捨印（法務局
への届出印）

法人変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号
- フリガナ
- 1. 名称
- 1. 主たる事務所
- ~~従たる事務所~~

0000-00-000000
 ホウムカイ
社会福祉法人 法務会
神奈川県厚木市飯山〇〇〇番地

わかる場合記載

法人の種類(医療法人社団等)の
部分を除き、カタカナで記載

登記簿のとおり

変更前の主たる事務所
(登記簿のとおり)

- 1. 登記の事由

住居表示の実施による ~~代表理事・理事の住所変更~~
~~主たる事務所の変更~~
~~従たる事務所の変更~~

- 1. 登記すべき事項

~~令和4年10月11日住居表示の実施による~~
~~代表理事~~、~~理事~~の住所変更
~~神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号~~

令和4年10月11日住居表示の実施による
 主たる事務所 ~~従たる事務所~~の変更
 神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号

- 1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号

変更後の主たる事務所

- 1. 添付書類

住居番号設定通知書 1通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~ 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和4年10月21日

法務局へ提出する日
(令和4年10月11日
以降提出のこと)

変更後の主たる事務所

申請人 主たる事務所 **神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号**

名称 **社会福祉法人 法務会**

登記簿のとおり

代表理事 住所 **神奈川県厚木市中町三丁目17番17号**

氏名 **法務 太郎**



法務局への届出印

本人申請の場合は削除

~~申請代理人~~住所
~~氏名~~
 資格・氏名・住所は
 登記簿のとおり

連絡先の電話番号 000-000-0000

連絡先を記載

横浜地方法務局 湘南支局 御中

主たる事務所を管轄する法務局へ提出する
 ※用紙記載の法務局ではない場合は二本線で訂正

【記載例5】会社所有の不動産の所有権登記名義人住所変更

登記申請書の用紙が不足する場合は、配付された用紙をコピーして使用してください。
また、パソコンなどにより、御自身で同様の書式にて申請書を作成しても結構です。

不要な文字は二重線で削除

点線内は法務局が使用する
ため、何も記載しません



捨印

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和4年10月11日 住居表示実施

変更後の本店を記載

変更後の事項 **本店**
住所 厚木市 飯山南 一丁目 ○ 番 ○ 号

申請人 **本店**
住所 厚木市 飯山南 一丁目 ○ 番 ○ 号

氏名 **株式会社 ○○○○**
(会社法人等番号0000-00-000000)
代表取締役 法務 太郎



住所・会社名・代表者名を
記載し押印

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

連絡先を記載

添付書類 登記原因証明情報 **！通**

本店の変更登記をしたことを証する履歴事項証明書を添付
(申請人欄に会社法人等番号を記載した場合は不要)

令和 **4** 年 **10** 月 **21** 日申請 横浜地方法務局 厚木支局 御中

提出日を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 **登記済権利証又は登記事項証明書(登記簿謄本)の記載のとおり正確に記入してください**
※ただし、実施区域内の不動産の場合は「所在」欄の町名には新町名を御記入ください

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
1234567890123	厚木市 飯山南一丁目	3 5 2 6 番 2	宅 地	345.67
		番		

新町名

所在地番
(従来地番)

建 物					
不動産番号	0987654321012	所 在	厚木市 飯山南一丁目 3 5 2 6 番 地 2		
家屋番号	3 5 2 6 番 2	種 類	事務所	構 造	鉄筋コンクリート造2階建
床面積	1階	123.45 m ²	2階	98.76 m ²	

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

〔不動産登記申請書記載上の注意事項〕

不動産所有権登記名義人の住所変更には、期限はありませんので、売買、抵当権設定、抵当権抹消などの事由が生じたときに手続をされても結構です。

- ・不動産所有権登記名義人の住所変更登記については、この冊子と合わせて配付した「新しい住居表示のお知らせ（手続のしおり）」に詳細な説明がありますので、御参照ください。
- ・不動産所有権登記名義人の住所変更登記を行う前に、本店の変更登記（3ページ参照）を行う必要があります。本店の変更登記の完了後、それを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「登記原因証明情報」として添付してください。（ただし、申請人欄に「会社法人等番号」（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。）
- ・厚木市内の不動産の場合、管轄法務局は横浜地方法務局厚木支局です。会社・法人の管轄法務局（横浜地方法務局湘南支局）とは異なりますので御注意ください。
- ・登記申請書の用紙が足りない場合は、市役所まちづくり指導課等に用意してあります。なお、用紙をコピーして御使用いただくか、パソコン等により作成いただいても結構です。
- ・申請書はA4の用紙を使用し、他の添付書類とともに左とじにて提出してください。
- ・申請書が複数枚になる場合は、各用紙のつづり目に必ず割印を押してください。（申請人が2人以上の場合、そのうち1人で可）
- ・文字は、黒色インク、黒色ボールペン等（摩擦等により見えなくなるものは不可）ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ・登記申請書は1枚作成し、登記原因証明情報（通知書又は証明書）を各申請人分添付して、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出してください。
- ・郵送による申請も可能です。その際は、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便にて送付してください。
- ・土地と建物を同時に申請できます。
- ・不動産の表示は登記記録のとおり正確に書いてください。
ただし、不動産番号を記載した場合は、土地の所在・地番・地目・地積、建物の所在、家屋番号・種類・構造・床面積の記載を省略することができます。
不動産番号は、不動産の登記事項証明書等で、表題部の右上（下図参照）に記載されている13桁の番号です。（不動産番号が不明な場合は記載の必要はありません。）

【登記事項証明書の例】

神奈川県厚木市飯山字上旗谷3526-2				全部事項証明書				(土地)	
表 題 部 (土地の表示)			調製	平成○年○月○日	不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
地図番号	[余白]		筆界特定	[余白]					
所 在 厚木市飯山字上旗谷			[余白]						
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】					
3526番2	畑	742		3526番1から分筆 〔平成○年○月○日〕					

不動産番号

委 任 状

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
厚木 太郎



捨印（法務局
への届出印）

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

令和4年10月11日 住居表示の実施に伴う本店の変更登記を
管轄法務局へ代理して申請する一切の件

令和4年10月〇日

法務局へ申請書を
提出する日以前の
日付を記載

神奈川県厚木市飯山南一丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 法務 太郎



法務局への届出印

変更登記の事由を記載
（代表取締役の住所変更の場合、
「代表取締役の住所」と記載）

変更後の
本店を記載

8 法務局案内

横浜地方法務局 湘南支局		
管轄	商業・法人	横浜市及び川崎市を除く神奈川県全域 ※ 厚木市内の法人 はこちら
	不動産	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
		<p>【所在地・連絡先】 〒251-8523 藤沢市辻堂神台2-2-3 電話：0466-35-4620 ※登記の御相談は事前に電話予約をしてください。</p> <p>【交通】 JR東海道線 辻堂駅 東口改札北口出口から徒歩5分</p> <p>【受付時間】 午前8:30～午後5:15 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業</p>

横浜地方法務局 厚木支局		
管轄	商業・法人	証明書交付等のみで、登記申請は取扱っていません。
	不動産	厚木市 、伊勢原市、愛川町、清川村
		<p>【所在地・連絡先】 〒243-0003 厚木市寿町3-5-1 電話：046-224-3163 ※登記の御相談は事前に電話予約をしてください。</p> <p>【交通】 小田急小田原線 本厚木駅 北口から徒歩8分</p> <p>【受付時間】 午前8:30～午後5:15 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業</p>

◆ 住居表示についてのお問い合わせは……

厚木市 まちづくり計画部まちづくり指導課

TEL 046-225-2420(直通)

◆ 商業・法人登記についてのお問い合わせは……

横浜地方法務局 湘南支局

住所 藤沢市辻堂神台2-2-3

TEL 0466-35-4620

◆ 不動産登記についてのお問い合わせは……

横浜地方法務局 厚木支局

住所 厚木市寿町3-5-1

TEL 046-224-3163